

ご存知ですか？葬儀後手続きの手順と中身

～ご葬儀後の手続と時期は、窓口ごとに異なります。お困りのことがあれば、専門家にお気軽にお問い合わせください～

葬儀

名義変更手続等

相続税関連

7日以内

葬儀
通夜
初七日

- 死亡届提出(七日以内)
- 印鑑登録証手続(七日以内)

- **役員変更登記** ※法人の場合

- 年金受給権者死亡届と未支給請求
(十日以内・国民年金は十四日以内)

- 葬祭費振込先の届出

- 世帯主変更届(世帯主死亡の場合)

- 国民健康保険資格喪失届

- 高齢受給者証 返還

- 介護保険被保険者証 返還

- 住民基本台帳カード 返納

2週間以内

- 電気の名義変更

- 水道の名義変更

- ガスの名義変更

- 電話の名義変更

- 固定資産税(相続人の代表者指定届)

- クレジットカード退会(解約届)

- 公共料金の口座振替変更

3ヶ月以内

- **生命保険**

(被相続人が契約者・受取人の場合)

- リース契約

- ゴルフ会員権等

- 生前の所得に係る所得税の申告納付(準確定申告)

- 生前の所得に係る消費税・地方消費税の申告・納付

- 遺産の調査・評価・鑑定

- **遺産分割協議書の作成**
(全員分の実印・印鑑証明書必要)

- 相続税の申告書作成

- 納税資金・物納・延納の検討

- **相続税の申告・納付**
(十ヶ月以内)

6ヶ月以内

- **預金**
- **不動産**
- **自動車**

～終了後～

根抵当設定された物件の登記(六ヶ月以内)

- 協議終了後
- 遺産分割協議
- 遺言
- 相続人
- 債権
- 債務
- 借入金
- 賃貸借契約

10ヶ月以内

- 遺産の名義変更手続

4ヶ月以内
百か日

- 相続税の申告書作成

～終了後～

根抵当設定された物件の登記(六ヶ月以内)

- 協議終了後
- 遺産分割協議
- 遺言
- 相続人
- 債権
- 債務
- 借入金
- 賃貸借契約

10ヶ月以内

- 遺産の名義変更手続

※表中の各手続の時期については、期限が併記されている項目以外は、目安の時期でご案内しております。



株式会社 **ごんきや**
宮城県塩釜市袖野田町24-12
電話 (022) 3651-5555

税理士法人 **阿部会計事務所**
TaxiHouse 塩釜店 税理士 阿部 喜和
宮城県塩釜市貞山通3-7-14
電話 (022) 367-0375